

企業行動規範

企業には、高い倫理観を持った事業活動を通じて、社会の持続可能な発展に貢献することが求められています。本企業行動規範は、当社がその実現のために遵守すべき事項を定めたものです。

1. 法令の遵守

あらゆる企業活動の場において、法令を遵守し、公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行い、社会倫理に適合した良識ある活動を行う。

1-1 法令等遵守はもとより、一人ひとりが高い倫理観を保持し、良識ある行動に努める。

1-2 開発力・技術力を発揮することにより、公正、透明な市場競争に参加する。

1-3 独占禁止法等の遵守について、優越的地位の濫用を防止するとともに、その他法令等の遵守に努める。

1-4 税務方針に則り、透明性及び倫理性の高い企業行動を実現する。

1-5 知的財産を創出し、活用するとともに、内外の知的財産権を尊重する。

2. 人権の尊重

各人の人権を尊重するとともに、人種・民族・宗教・国籍・社会的身分・性別・年齢・障がいの有無などによる差別を排除する。

2-1 国際的に認められた人権を尊重する。

2-2 人権方針に則り、事業活動を推進する。

2-3 人権侵害の発生を未然に防止し、万一発生した場合には、速やかにその是正に努める。

2-4 多様なステークホルダーと連携し、人権が尊重される包摂的な社会づくりに貢献する。

3. 環境への対応

低炭素社会・循環型社会に資する企業活動を行い、環境と経済が調和した持続可能な社会の構築に寄与するとともに、持続可能で自然と共生する社会にも配慮する。

3-1 資源循環社会の実現に貢献するリサイクル活動を推進する。

3-2 自然共生社会に向けた資源の持続可能な利用のための取組みを推進する。

3-3 事業活動に起因する環境汚染や環境負荷などのリスク対策に取り組む。

4. 従業員の就業環境整備

従業員の多様性・人格・個性を尊重し、公平な処遇を実現するとともに、それぞれの能力・活力を発揮できるような安全で働きやすい職場環境をつくる。

4-1 雇用および処遇における国籍・性別・年齢などによる差別やハラスメント等の不当な扱いを行わない。

4-2 抜本的生産性向上と働き方の見直しを図り、多様な人材が持てる能力を発揮できる職場環境と人事・処遇制度の充実を図る。

4-3 従業員の個性を尊重し、従業員の自立的なキャリア形成や能力開発を支援する育成体系を整備する。

4-4 安全で働きやすい職場環境を実現するとともに、健康に配慮した経営を推進する。

5. 顧客・消費者からの信頼獲得

顧客・消費者のニーズにかなう商品・サービスとそれらに関する正しい情報を提供するとともに、顧客情報等を適切に保護・管理する。あわせて顧客・消費者の声を真摯に受け止め、適正に対応することで顧客・消費者の信頼を獲得する。

5-1 全社員が一体となって最高の顧客満足度の向上に努める。

5-2 提供する製品の品質には、継続的な改善に努める。

5-3 顧客のニーズや期待に添える高品質の製品を迅速に提供することに努める。

5-4 顧客と業務上におけるコミュニケーション・経験を共有し、より良い製品提供のチャンスにつなげる。

6. 取引先との相互発展

公正なルールに則った取引関係を築き、円滑な意思疎通により取引先との信頼関係を確立し、相互の発展を図る。

6-1 常に対等・公正の立場で接し、法令および契約に従って誠実な取引を行う。

6-2 顧客に高品質の製品を提供していくために、取引先の優れている点は大いに活用する。

6-3 取引先とはプロフェッショナルとしての緊張感を持って切磋琢磨する。

6-4 お互いの企業における文化の違いを認め合い尊重し、お互いの役割を明確にして仕事をし、信頼を積み重ねる。

7. 地域との共存

地域の健全な発展と快適で安全・安心な生活に資する活動に積極的に参加・協力し、地域との共存を目指す。

7-1 地域社会との関係が重要であることを認識し、地域社会との良好な関係を築き、これを維持する。

7-2 地域の歴史・文化・慣習などを理解・尊重し、地域社会への理解を踏まえた企業活動を行い、共存共栄を図る。

8. 政治・行政との健全な関係

政治・行政とは健全かつ透明な関係を維持し、癒着を絶ち、公正に活動する。

8-1 政治資金規正法・公職選挙法等を遵守し、贈賄や違法な政治献金・寄付金・利益供与などの不正な行為は排除する。

8-2 国家公務員倫理法等への理解を深め、その遵守に協力します。

8-3 過剰接待や、公正さを欠く行為については禁止し、社内での周知徹底を図ります。

9. 反社会的勢力への対処

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で対処し、一切の関係を遮断する。

9-1 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

9-2 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

9-3 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。

9-4 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。